

世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務処理要領

この要領は、世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（平成27年9月25日27世人男女第184号。以下「要綱」という。）に基づくパートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

1 要綱第3条第1項第6号関係（宣誓の要件）

要綱第3条第1項本文ただし書きに記載された「第6号に記載された要件のうち区長が適当と認める場合」とは、双方の関係等が直系血族又は三親等内の傍系血族の間である場合のうち、双方の関係が養子と養方の傍系血族との間であり、かつ、養子・養方関係になる前の関係が直系血族でも三親等内の傍系血族でもない場合をいう。

2 要綱第3条第2項関係（宣誓の手続）

区長は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップル（以下「宣誓人」という。）に対し、宣誓をしたい日時をその3日前までに区担当課に連絡させるものとする。

3 要綱第3条第2項関係（本人確認、要件該当確認）

パートナーシップの宣誓を受け付ける職員（以下「職員」という。）は、その受付にあたり、宣誓人が双方とも本人であること及び宣誓の要件を満たしていることを確認するために次のことを行うとともに宣誓人にパートナーシップの宣誓にあたっての確認書（第1号様式）を記入させるものとする。

- (1) 運転免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカード、在留カード、健康保険証、その他公的機関からの郵便物等（以下「公的機関発行証明書等」という。）により宣誓人双方の本人確認、年齢確認及び住所確認を行うものとする。
- (2) 宣誓人のいずれか又は双方が世田谷区への転入予定者である場合は、転入予定住所が確認できる書類の提示を求めるものとする。なお、この場合においては、宣誓後1ヶ月以内に転入の事実が確認できる書類を提示するよう求めるものとする。
- (3) 要綱第3条第1項第3号の要件（双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと）を確認するため、宣誓人双方から戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の提示を求めるものとする。ただし、宣誓人のいずれかが外国籍の場合は、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）に代わり、次に掲げる書類のいずれかの提示若しくは提出を求めるものとする。
 - ① 本国官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及びその書類を日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入すること。本人の翻訳でも可とする。）
 - ② ①に掲げる書類の取得が困難な場合は、そのこと及び婚姻要件を具備する旨を記載した申述書
- (4) 前号ただし書き以下の場合において、宣誓人同士が外国において同性同士の結婚をしたカップルである場合は、結婚証明書等及びそれを日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入すること。本人の翻訳でも可とする。）の提示を求めるものとする。

- (5) 第3号及び前号に掲げる証明書類は、宣誓日の前1か月以内に発行されたものとする。
- (6) 宣誓後に、宣誓人が要綱第3条第1項第3号から第6号に掲げる要件を満たしていないことが明らかになった場合は、区長は、宣誓人にパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

4 要綱第3条第2項関係（宣誓書の確認）

職員は、宣誓書を受領するにあたり、次の事項を確認するものとする。

- (1) 当該宣誓書に宣誓人双方の住所が記載されていること。
- (2) 当該宣誓書に記載されている住所が、宣誓人から提示された公的機関発行証明書等に記載されている住所と一致していること。
- (3) 宣誓人のいずれかが区内への転入を予定している者であるときは、当該宣誓書に現住所及び転入予定の住所が記載されていること。

5 要綱第3条第3項関係（宣誓書の受領場所）

区担当課の職員は、第2項に規定する宣誓人からの連絡の際に宣誓人と調整の上、宣誓書を受領する場所及び日時を決定し、宣誓人に通知するものとする。

6 要綱第3条第4項関係（宣誓書の代書）

職員は、宣誓人双方の同意を得て宣誓書を代書することができるものとする。

7 要綱第4条第3項関係（小型のパートナーシップ宣誓書受領証）

- (1) 小型のパートナーシップ宣誓書受領証（以下「IDカードサイズ受領証」という。）は第4号様式とし、縦約54ミリメートル、横約86ミリメートルのサイズとする。
- (2) パートナーシップの宣誓をした同性カップルがIDカードサイズ受領証の発行を希望するときは、区長は当該同性カップルに対し、小型パートナーシップ宣誓書受領証発行申込書（第5号様式）の提出を求めるものとする。ただし、別の書類による申込みでも受け付けるものとする。

8 要綱第5条関係（宣誓者からの照会）

- (1) 過去にパートナーシップの宣誓をした者から、そのことを証する書類の発行を希望する旨の申出があった場合は、区長は当該申出をした者から照会書を提出させ、宣誓書を確認したうえで、回答書により回答するものとする。
- (2) 照会書の内容は、次の例を参考に記載させるものとする。

（照会書記載例）

日付（照会書記載日）

あて先（世田谷区長）

件名「パートナーシップ宣誓について（照会）」

申出者住所

申出者氏名

申出者電話番号

本文「私のパートナーシップ宣誓について照会します。」

照会事項

- 1 宣誓日
- 2 宣誓者 (両名の氏名)
- 3 その他 「宣誓書の廃棄申請をしていないこと」

9 要綱第6条関係（宣誓書の廃棄等）

- (1) パートナーシップの宣誓をした同性カップルが宣誓書の廃棄を希望するときは、区長は当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（第2号様式）の提出を求めるものとする。
- (2) パートナーシップの宣誓をした同性カップルのいずれかの住所、氏名に変更があり、当該同性カップルがそのことを区に申し出ることを希望する場合は、区長は当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書記載事項変更申出書（第3号様式）の提出を求めるものとする。
- (3) パートナーシップの宣誓をした同性カップルのうちいずれかが死亡し、残る1人が宣誓書の廃棄を希望する場合は、区長は当該希望をした者にパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（第2号様式）の提出を求めるものとする。
- (4) パートナーシップの宣誓をした同性カップルのいずれか若しくは双方が区外に転出し、当該同性カップルが宣誓書の廃棄を希望する場合は、区長は当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（第2号様式）の提出を求めるものとする。